

長野県総合教育センター条例（平成8年条例第17号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、長野県総合教育センターの設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 教育の充実を図ることを目的として、教育関係職員の研修及び生徒の実習を行うとともに、専門的、技術的事項の研究及び調査、情報の収集及び提供並びに教育相談を行うため、長野県総合教育センター（以下「センター」という。）を塩尻市に設置する。

（職員）

第3条 センターに、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

（使用料の納付）

第4条 地方自治法第238条の4第7項の規定による長野県教育委員会の許可を受けてセンターを使用しようとする者は、使用料を納付しなければならない。

（使用料の額）

第5条 使用料の額は、別表のとおりとする。

（使用料の減免）

第6条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第7条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、第2条に規定する設置の目的に供するため、地方自治法第238条の4第9項の規定により使用の許可を取り消された場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- 1) 使用する者の責任によらない理由で使用できなくなったとき。
- 2) 使用の申込みをした者が別の定める日までにその申込みを取り消したとき。
- 3) 前2号に掲げるもののほか、特別の理由があるとき。

（補則）

第8条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、長野県教育委員会が定める。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（別表）（第4条関係）

区 分	金 額		
	午前9時から正午まで	午後零時30分から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
講 堂	6,600 円	9,900 円	16,500 円
第1研修室	2,700	3,900	6,600
第2研修室	900	1,500	2,400
第9研修室			
第10研修室			
第3研修室	1,000	1,500	2,500
第4研修室	900	1,400	2,300
第5研修室	1,800	2,600	4,400
第6研修室	700	1,200	1,900
第7研修室	700	1,100	1,800
第8研修室	1,300	1,900	3,200
グラウンド	2時間について、500 円		
テニスコート	コート1面2時間について、1,000 円		